

ご説明資料

平成27年8月27日

一般社団法人全国信用組合中央協会

目次

1. 郵政民営化の基本的な考え方	1
2. 郵政グループの株式上場等について	2
3. ゆうちょ銀行の預入限度額引上げと新規業務参入について	3
4. ゆうちょ銀行との協調・連携について	4
<参考>信用組合(154組合)の現状	5

1. 郵政民営化の基本的な考え方

(1) 郵政民営化の進め方について

- ① 郵政民営化の進め方の基本は、地域の金融システムや金融市場への影響を十分に考慮するとともに、地域や地域金融機関と共存・協調しつつ、利用者の利便性向上や地域の活性化に貢献していくことにある
- ② 郵政民営化は、民営化法の基本的な考え方に基づき進められるべき

(2) 郵政民営化法の基本的な考え方について

- ① 民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資する
- ② 地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する

郵政民営化法

第1条（目的）

この法律は、民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、株式会社に的確に郵政事業（略）の経営を行わせるための改革（以下「郵政民営化」という。）について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、（略）業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

第2条（基本理念）

郵政民営化は、（略）地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。

2. 郵政グループの株式上場等について

(1) 株式の上場等について

- ① 民営化への道筋をつける上で重要なステップ
- ② 株式上場等の成功には、企業価値の向上に向けた取組みや新たなビジネスモデルの構築が前提
- ③ その構築には、民営化法の基本理念に則り、地域の金融システムや金融市場への影響を十分に配慮することが必要

(2) 公正な競争条件の確保について

- ① 株式上場等の実現後も現在の枠組みでは、株式の保有を通じて、政府の影響力が存置される
- ② 民間金融機関と公正な競争条件が確保されない状況が今後も続く

日本郵政株式会社法

第2条（株式の政府保有）

政府は、常時、会社の発行済株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この条において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有してはならない。

附則

第3条（政府保有の株式の処分）

政府は、その保有する会社の株式（第二条に規定する発行済株式をいい、同条の規定により保有してはならない発行済株式を除く。）については、できる限り早期に処分するものとする。

3. ゆうちょ銀行の預入限度額引上げと新規業務参入について

(1) 預入限度額引上げと新規業務参入について

- ① 政府の影響力が存置され民間金融機関と公正な競争条件が確保されない中での、預入限度額引上げや新規貸出業務等への参入は、ゆうちょ銀行への預金シフトや融資の肩代りを招くおそれ
- ② 信用組合など小規模な地域金融機関の経営や地域の金融システムに重大な影響を与えることが懸念される
- ③ 信用組合の貸出先の大宗を占める小規模事業者等への円滑な資金の供給にも支障が生じるおそれ

(2) その影響について

- ① 政府が進める「地方創生」や「地域の活性化」に悪影響をあたえるおそれ

【許可申請業務 抜粋】

1. 個人に対する資金の貸付け

2. 法人等に対する資金の貸付け又は手形の割引

<参考>ゆうちょ銀行の限度額引上げと民間金融機関の預貯金量の推移 (出所：日本銀行等)

単位：兆円、%

	預入限度額 の引上げ	ゆうちょ銀行		信用組合		信用金庫		全国銀行	
		残高		残高		残高		残高	
			対前年度比	(個人預金)	対前年度比	(個人預金)	対前年度比	(個人預金)	対前年度比
平成2年度 (H3.3月)		136.3	1.3	14.3	9.2	56.8	9.7	197.5	11.0
平成3年度 (H4.3月)	平成3年11月 700万円→1,000万円	155.6	14.2	15.4	7.7	59.6	4.9	205.6	4.1
平成4年度 (H5.3月)		170.1	9.3	16.2	5.2	62.0	4.0	208.4	1.4
平成26年度 (H27.3月)		177.7	0.6	15.7	1.9	105.5	2.2	430.4	2.5

4. ゆうちょ銀行との協調・連携について

1. 信用組合の地方創生や地域活性化への取組み

(1) 信用組合は、地域で預かった預金が、地域の小規模事業者等への貸出の原資となっている

(注)

- ①信用組合は、地域の組合員以外からの預金(いわゆる員外預金)は総預金の20%以内とされ、大宗が地域で預かった預金
- ②信用組合は、地域の組合員以外への貸出(いわゆる員外貸出)は、原則、地方公共団体などを含めて、総貸出の20%以内とされ、貸出の大宗は、地域の小規模事業者・生活者

(2) 信用組合は、①地域の自治体と連携した取組み ②地域の農業を活性化する取組み ③地域の特産品を活用した新規事業者の開拓への取組み などにより、地方創生や地域の活性化に取り組んでいる

2. ゆうちょ銀行との協調・連携について

(1) 信用組合業界としては、地方創生や地域の活性化に取り組んでいく中で、ゆうちょ銀行と協調・連携を図っていきたいと考えている

(2) ゆうちょ銀行との協調・連携の例としては、

- ①地方創生のためのファンドを共同で設立
- ②中小企業に対するシンジケート・ローンを通じた協調融資
- ③地域における高齢者支援事業

などが考えられる

<参考>信用組合(154組合)の現状

(1)信用組合の形態

◆地域信用組合(110組合)

- ・一定の地区内の小規模事業者や勤労者、住民のための信用組合
- ・地区の範囲は、ほとんどが1都道府県内(大部分はより狭い地区内)

◆業域信用組合(27組合)

- ・同業種の人たちによる信用組合
〔例〕 医師、歯科医師、出版製本、公衆浴場、青果市場、運輸観光業など

◆職域信用組合(17組合)

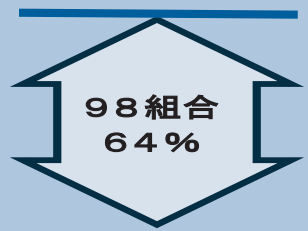
- ・同じ職場に勤務する人たちのための信用組合
〔例〕 官公庁(都庁・県庁・市役所・警察・消防)、鉄道、新聞社など

(2) 信用組合の概況(平成27年3月末)

・ 信用組合数	154組合
・ 店舗数	1,709店
・ 役員数	20,892人
・ 組合員数	389万人
・ 預金積金	19兆2千億円
・ 貸出金	10兆0千億円
・ 自己資本比率	12.01%

【預金量別信用組合数】

1兆円以上	2組合
5,000億円～	4組合
3,000億円～	9組合
2,000億円～	10組合
1,000億円～	31組合
500億円～	42組合
300億円～	21組合
100億円～	27組合
100億円未満	8組合

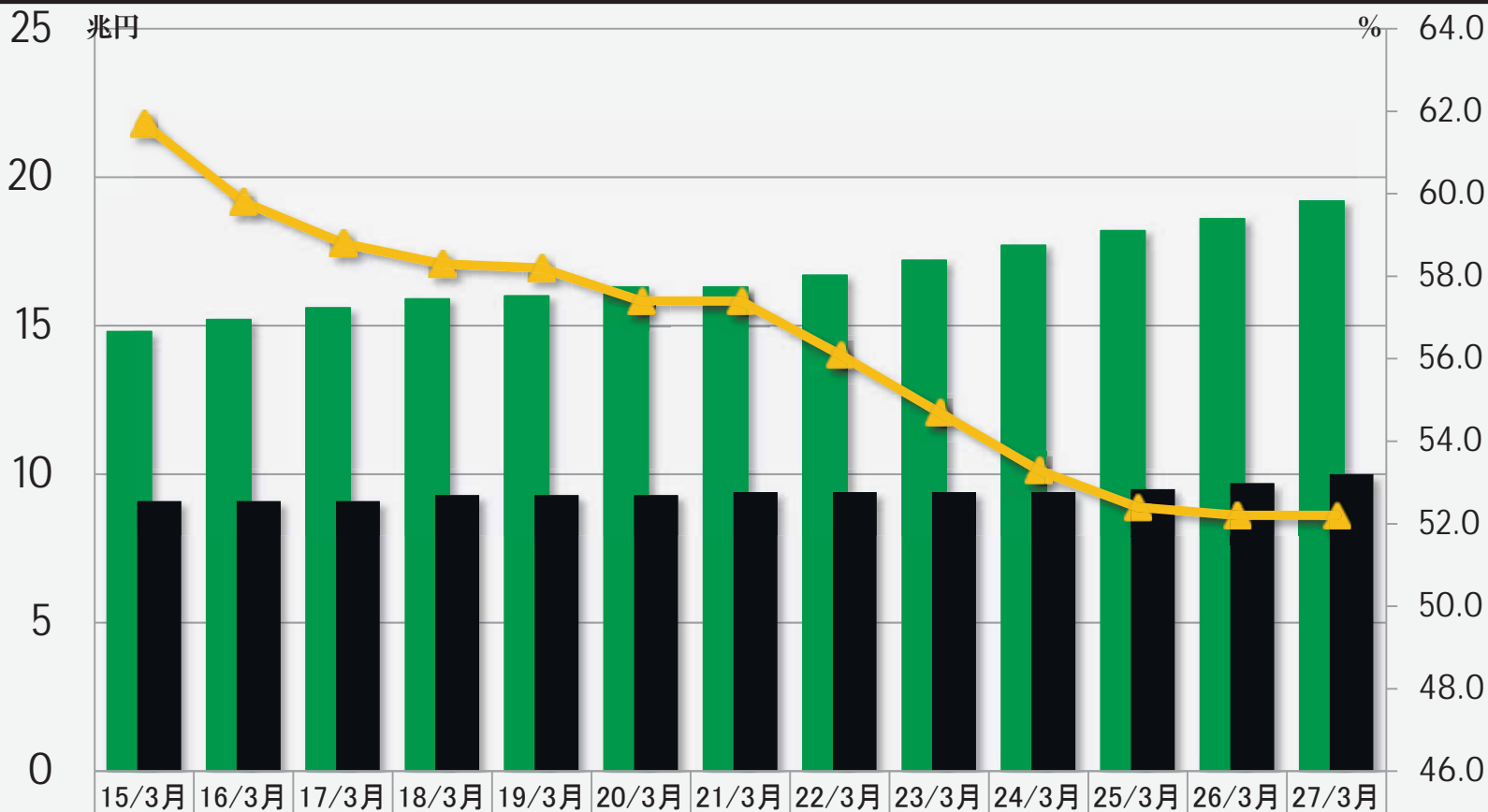


 98組合
 64%

(単位: 億円、%)

	合計		地域		業域		職域	
		構成比		構成比		構成比		構成比
組合数	154	100	110	71.4	27	17.5	17	11.1
預金積金	192,063	100	170,182	88.6	10,747	5.6	11,134	5.8
貸出金	100,317	100	91,203	90.9	3,240	3.2	5,875	5.9
預貸率	52.2	-	53.6	-	30.1	-	52.8	-
店舗数	1,709	100	1,633	95.6	45	2.6	31	1.8
組合員数	3,899千人	100	3,517千人	90.2	81千人	2.1	301千人	7.7

(3) 信用組合の預金・貸出金・預貸率・組合数の推移



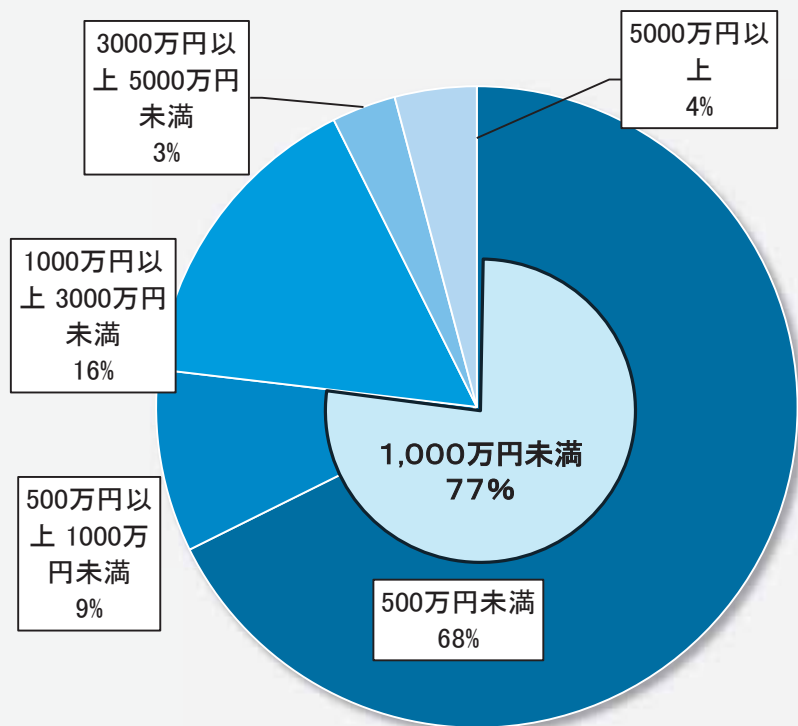
■ 預金(兆円)	14.8	15.2	15.6	15.9	16	16.3	16.3	16.7	17.2	17.7	18.2	18.6	19.2
■ 貸出金(兆円)	9.1	9.1	9.1	9.3	9.3	9.3	9.4	9.4	9.4	9.4	9.5	9.7	10.0
▲ 預貸率(%)	61.7	59.8	58.8	58.3	58.2	57.4	57.4	56.1	54.7	53.3	52.4	52.2	52.2

組合数	191	181	175	172	167	164	162	159	158	158	157	155	154
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(4) 信用組合の貸出先の状況(平成27年3月末)

① 1先あたりの貸出金残高(貸出先合計66万先)

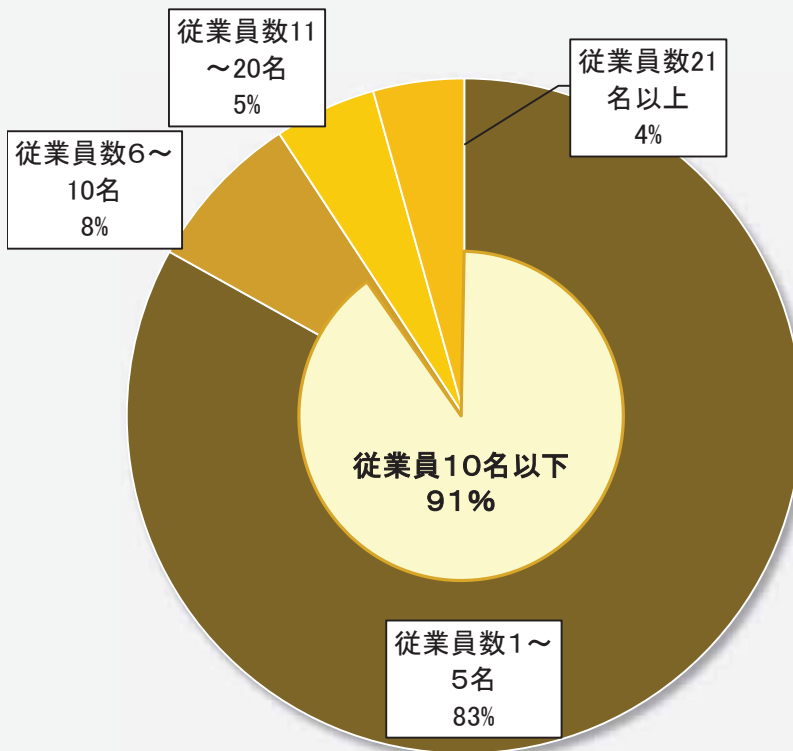
1,000万円未満は全体の77%、500万未満では68%となっており、小口貸出先の大宗を占めている。



出所：全国信用組合中央協会
 対象先は、地公体を除く法人、個人事業者及び個人。

② 従業員規模別貸出先構成(貸出先合計19万先)

従業員数10名以下の事業者が、全体の91%、5名以下の事業者では83%を占めており、小規模事業者の取引が大宗を占めている。



出所：全国信用組合中央協会
 対象先は、地公体を除く法人及び個人事業者。